

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和7年6月13日現在>

1 事業所の概要

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム羽衣荘
所在地	岩手県奥州市衣川古戸33番地1
電話番号	0197-52-4045
FAX番号	0197-52-4048
介護保険指定番号	岩手県 0391500386
管理者	施設長 岩淵 寛行

2 事業所の職員体制等

職種	人数	業務内容
管理者	1名（兼務）	職員・業務の管理を一元化 職員等に事業所運営に必要な指揮命令
医師	1名（非常勤）	利用者の診療・健康管理 保健衛生指導
生活相談員	1名	入退所における事務手続き 利用者及び家族への相談業務
介護員	19名（非常勤2名） （介護福祉士取得者13名）	利用者の日常生活に関する介護
看護師	4名（3名兼務）	利用者の診療の補助、看護 保健衛生管理
介護支援専門員	1名	サービス計画の作成
管理栄養士	1名（本体施設兼務）	栄養ケアマネジメント計画の作成 献立作成
介助員	3名（非常勤2名）	介護業務補助、環境整備

3 設備の概要

居室	個室	29床	1室	11.42㎡	～	12.06㎡
日常動作訓練室（地域交流スペース）				50.11㎡		
浴室	ユニットごとに設置					
	ストレッチャータイプ	1台				
	車椅子タイプ	1台				
	リフター浴	2か所				
	一般浴槽	2か所				
食堂	リビング	談話コーナー	ユニットごとに設置			
トイレ	ユニットごとに2か所設置					

相談室 1 か所
リネン室、洗濯室、介護教材室 各 1 か所

4 サービス内容

- ①食事 朝食 7 : 3 0 ~ 9 : 0 0
昼食 1 1 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0
夕食 1 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0
希望に応じてメニュー、食事時間帯、食事の場所を選択できます。
- ②介護 施設サービス計画書に基づいたケアを行います。
その他必要に応じた身体的ケア、精神的ケアを行います。
- ③入浴 最低、週 2 回入浴可能です。
特殊浴槽 車椅子タイプ 1 台 ストレッチャータイプ 1 台
一般浴槽 2 か所 リフター浴 2 台 設置しております。
当日の体調により、清拭に切り替わる場合もあります。
- ④機能訓練 利用者の状況に応じた機能訓練を実施します。
- ⑤健康管理 月 1 度 木曜日に回診を受けることができます。
必要に応じて、随時通院等の対応を行います。
- ⑥理容・美容 2 ヶ月に 1 回、理容・美容サービスを実施します。（料金は自己負担）
ご希望の理美容室までの送迎も行います。
- ⑦行事・余暇活動 季節に応じた行事を行います。
近隣の保育園、小中学校等と地域との交流ができる行事を行います。

5 利用者負担

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。疑問点があればお尋ね下さい。

① 基本料金

項目	サービス内容略称	1割負担 1日当り (円)	2割負担 1日当り (円)	3割負担 1日当り (円)	
基本料金	要介護 1	682	1,364	2,046	
	要介護 2	753	1,506	2,259	
	要介護 3	828	1,656	2,484	
	要介護 4	901	1,802	2,703	
	要介護 5	971	1,942	2,913	

② 加算

加算	日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46	92	138	介護福祉士を所得している職員が 5 割以上 常勤職員 7.5 割以上 勤続 7 年以上 3 割以上
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	44	66	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 8 割以上、または介護職員の総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 35%以上 質の向上に資する取り組みを実施している ※日常生活継続支援加算との併用算定不可
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	36	54	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 6 割以上 ※日常生活継続支援加算との併用算定不可
	夜勤職員配置加算 (Ⅱ) イ	46	92	138	夜勤の数が最低基準を 1 以上上回って配置
	看護体制加算 I	12	24	36	常勤の看護師を 1 人以上の配置
	安全管理体制加算 未実施減算	-5	-10	-15	運営基準における事故防止の措置が講じられていない場合
	安全管理体制加算	20(回)	40(回)	60(回)	担当者の配置、安全対策を実施する体制が整備されている場合 (1 人につき 1 回を限度)

加 算	栄養ケアマネジメントの未実施減算	-14	-28	-42	栄養士又は管理栄養士を 1 以上配置していない・管理栄養の基準を満たさない場合
	栄養マネジメント強化加算	11	22	33	管理栄養士を 1 名以上配置。栄養ケア計画に従い食事の観察、調整を実施
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	180	270	歯科衛生士が口腔ケアを実施・介護職員に対して技術的指導や助言
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	220	330	（Ⅰ）の要件に加え、情報を厚生労働省に提出し情報を活用
	療養食加算	6(回)	12(回)	18(回)	主治医の指示のもとに療養食を提供した場合（1 日 3 回まで）
	初期加算	30	60	90	入所から 30 日、入院後の再入所も同様
	外泊時費用	246	492	738	病院への入院や自宅に外泊した場合（月 6 日まで）
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3	6	9	日常生活に支障を来す認知症の方の割合が 5 割以上で、認知症介護に関する専門的研修を 2 名以上配置
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能、認知機能が低下した 40 歳から 65 歳未満の方
	排泄支援加算	10(月)	20(月)	30(月)	排泄に介護が必要な方に多職種が協働し計画に基づいた支援をした場合
	自立支援促進加算	300(月)	600(月)	900(月)	医師が評価を行い支援計画の策定に参加、支援計画に基づいたケアの実施、情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40(月)	80(月)	120(月)	入所者に係る基本的な情報を厚生労働者へ提出し、適切かつ有効なサービス提供するために情報を活用している場合
	退所時栄養情報連携加算	70	140	210	管理栄養士が退所先の医療機関に関し当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合。
	再入所時栄養連携加算	200(回)	400(回)	600(回)	医療機関に入院し、嚥下調整食の新規導入など入院前と大きく変化した時に管理栄養士が医療機関と連携し、退院後の栄養管理に関する調整をした場合
	看取り加算	72	144	216	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	看取り加算	144	288	432	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	看取り加算	680	1,340	2,040	死亡日以前 2 日又は 3 日
	看取り加算	1,280	2,560	3,840	死亡日
	経口維持加算Ⅰ	400(月)	800(月)	1200(月)	摂食機能障害を有する方に多職種が共同し、経口摂取が継続できるよう計画に基づいた管理をした場合
	経口維持加算Ⅱ	100(月)	200(月)	300(月)	（Ⅰ）の要件に加え、会議等に医師が参加した場合
	経口移行加算	28	56	84	経口摂取に移行するために栄養管理をした場合
	退所前後訪問相談援助加算	460	920	1,380	家庭訪問し退所後の生活を相談した場合
	退所時相談援助加算	400	800	1,200	介護センター等に介護状況を文書で情報提供
	退所前連携加算	500	1,000	1,500	居宅介護支援事業所と退所後のサービス調整
	協力医療機関連携加算	5(月)	10(月)	10(月)	医療機関と入所者の病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合

新興感染症等施設療養費	240	480	720	新興感染症に感染した入所者へ医療機関と連携体制を確保しながら適切な感染対策を行った上で介護サービスを提供した場合
退所時情報提供加算	250	500	750	入所者が医療機関に入院または退所し入院となった場合に、入所者等の同意を得て、入所者の心身状況、生活歴等を情報提供した場合
配置医師緊急時対応加算	325	650	975	早朝夜間を除いた時間
※医師が施設の求めに応じ施設にて診察した場合。	650	1,300	1,950	早朝（午前8時から午前10時） 夜間（午後6時から
	1,300	2,600	3,900	深夜（午後10時から午前6時）
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100（月）	200（月）	300（月）	①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う ・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保 ・職員の負担軽減、勤務状況の配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修 ②①の取り組み介護機器の活用により業務効率化等の実績がある ③介護機器を複数種類活用している ④委員会にて、業務効率化、質の確保、負担軽減等を検討し定期的に確認している ⑤事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告 ①～⑤を満たす場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10（月）	20（月）	30（月）	①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う ・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保 ・職員の負担軽減、勤務状況の配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修 ②介護機器を導入している ③事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告 ①～③を満たす場合
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150（月）	300（月）	450（月）	（１）入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が50%以上 （２）認知症の行動・心理症状の予防、及び出現時の早期対応に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者等を1名以上配置しかつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動、心理症状に対するチームを組んでいる。 （３）対象者に対し、個別に認知症の行動心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動、心理症状の予防等のチームケアを実施。

					(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動心理症状の有無、程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行う。
	認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）	120(月)	240(月)	360(月)	上記（Ⅰ）の（１）（３）（４）に適合し、また認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合
	介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）				月の合計単位数の 1,000 分の 140 に相当する
預り金管理費		50			

③ 食費 (1 日当たり 円)

食 費	負担第 1 段階	300	生活保護受給世帯。老齢福祉年金受給者で住民税非課税。
	負担第 2 段階	390	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 80 万円以下の方であり、預貯金額等が単身で 650 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦で 1,650 万円以下の方。※第 2 号被保険者 (65 歳未満) の場合、預貯金額等の合計が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下。
	負担第 3 段階 ①	650	住民税非課税世帯で 課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 80 万円を超 120 万円以下の方であり、預貯金額等が単身で 550 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦 1,550 万円以下の方。※第 2 号被保険者 (65 歳未満) の場合、預貯金額等の合計が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下。
	負担第 3 段階 ②	1,360	住民税非課税世帯で 課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が 120 万円超の方であり、預貯金額等が単身で 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下の方。※第 2 号被保険者 (65 歳未満) の場合、預貯金額等の合計が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下。
	上記以外の方	1,600	住民税課税世帯。 住民税非課税世帯であっても、年金収入等が 80 万円以下でも預貯金額等が単身で 650 万円、配偶者がいる場合は夫婦で 1,650 万円を超える場合。 住民税非課税世帯であっても、年金収入等が 80 万以上 120 万円以下で預貯金額等が単身で 550 万円、配偶者がいる場合は夫婦で 1,550 万円を超える方。 住民税非課税世帯であっても、年金収入等が 120 万円以上で預貯金額等が単身で 500 万、配偶者がいる場合は夫婦で 1,500 万を超える方。※第 2 号被保険者 (65 歳未満) の方は、預貯金額等の合計単身で 1,000 万円、配偶者がいる場合夫婦で 2,000 万円を超える場合。

④ 居住費（1 日当たり 円）

居住費	負担第 1 段階	880	生活保護受給世帯。老齢福祉年金受給者で住民税非課税。
	負担第 2 段階	880	住民税非課税世帯で 課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 80 万円以下の方であり、預貯金額等が単身で 650 万円以下、配偶者がいる場合は夫婦で 1,650 万円以下の方。 ※第 2 号被保険者（65 歳未満）の場合、預貯金額等の合計が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下。
	負担第 3 段階	1,370	住民税非課税世帯で 課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 80 万円を超 120 万円以下の方であり、預貯金額等が単身で 550 万円以下、夫婦で 1,550 万円以下の方。※第 2 号被保険者（65 歳未満）の場合、預貯金額等の合計が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下。 住民税非課税世帯で 課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が 120 万円超の方であり、預貯金額等が単身で 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下の方。※第 2 号被保険者（65 歳未満）の場合、預貯金額等の合計が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
	上記以外の方	2,066	住民税課税世帯。 住民税非課税世帯で、年金収入等が 80 万円以下でも預貯金額等が単身で 650 万円、配偶者がいる場合夫婦で 1,650 万円を超える方。 住民税非課税世帯で、年金収入等が 80 万円以上 120 万円以下でも預貯金額が単身で 550 万円、配偶者がいる場合は夫婦で 1,550 万円を超える方。 住民税非課税世帯であっても、年金収入等が 120 万円以上で預貯金額等が単身で 500 万円、夫婦で 1,500 万円を超える方。 住民税非課税世帯で第 2 号被保険者（65 歳未満）の場合、年金収入等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円を超える方。

⑤ その他の料金

- ・別紙「入所者の日常生活に係る料金表」をご覧ください。
- 理美容代、日用品費、クラブ活動材料費、外出行事費その他は自己負担となります。

⑥ 支払方法

- ・自己負担金は、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。次の方法でお支払いいただきますようお願いいたします。
- ・自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月 1 回引き落とします）

6 当施設のサービスの方針等

① 基本理念

「寄り添い」利用者一人ひとりの想いをくみ取りながらそれぞれの気持ちに寄り添った心安らぐサービスを提供してまいります。

「信頼」利用者やその家族、地域の皆様から信頼される施設となるよう、それぞれの職員が質の高い介護サービスを提供してまいります。

「結の心」地域で共に支え合う「結い」の精神を大事にし、地域社会の一員としてつながりを大切にしております。

② 運営方針

- ・要介護状態になった利用者が、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談援助の精神的ケア、社会生活上の便宜その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めます。
- ・施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、

関係機関、居宅介護支援事業者その他保険・医療・福祉サービスがりようできるよう、必要な援助に努めます。

7 サービス利用にあたっての留意点

- ① 面会時間 自由ですが面会簿にご記入下さい。飲食物の差し入れは職員にお知らせ下さい。面会時間は8：30～19：00までとなっております。
- ② 金銭・貴重品の管理 事務室での小口預り金の管理は有料となります。
- ③ 外出・外泊 本人、家族の希望により自由です。
- ④ 飲酒・喫煙 原則的には自由ですが、指定の場所以外での飲酒・喫煙はできません。
- ⑤ 設備の利用 利用者の希望と状態により利用できます。
- ⑥ 所持品の持ち込み 所持品の種類や体積により制限があります。
- ⑦ 施設外での受診 主治医が必要と判断した場合に受診できます。状況に応じて家族に同行していただくことがあります。
- ⑧ 宗教活動 ご遠慮いただきます。
- ⑨ ペット 持込み、飼育はできません。

8 非常災害対策

- ・防災時の対応 非常連絡網により職員召集、地域防災協力隊の協力依頼
- ・防災設備 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、非常放送設備
誘導灯設備、非常電源、スプリンクラー
- ・防災訓練 年2回実施（総合訓練、消火訓練）
- ・防火管理者 主任事務員 千葉 健至

9 衛生管理等

- ① 衛生管理について 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症対策マニュアル ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理に関する研修を定期的に行っています。
- ③ 他関係機関との連携について 事業所において食中毒及び感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

10 緊急時、事故発生時における対応

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師、家族への連絡、その他適切な処置を迅速に行います。

ご家族の希望によって、かかりつけ医・協力病院・救急医療センターに相談・受診等の対応をおこないますので、あらかじめ緊急時の連絡先をお伝え下さい。

緊急連絡先				
	氏 名		続柄	
	住 所		電話	

11 事故発生・再発防止について

事業者は、事故発生・再発の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事故発生防止のための指針の整備をしています。

- ② 事故発生時等の報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しています。
- ③ 事故発生防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行っています。
- ④ 上記①～③を適切に実施するための担当者を選定しています。
事故発生、再発防止に関する担当者 施設福祉課長 菅原浩江

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設福祉課長 菅原浩江
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識、技術の向上に努めます。
- ⑤個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体」に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に者対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容の記録を行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者または他人の生命、身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性・・・利用者または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 協力医療機関

医療を必要とする場合は利用者の希望により、下記協力医療病院において、診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません)

奥州市国民健康保険 衣川医科診療所	施設管理者	高橋 久行
	所在地	奥州市衣川古戸 48 番地 3
	電話番号	0197－52－3500
	診療科目	内科、小児科、呼吸器科、 リハビリテーション科
	入院設備	ベッド数 19 床
	救急指定	有り
奥州市国民健康保険 衣川歯科診療所	所 長	佐々木 健
	所在地	奥州市衣川古戸 52
	電話番号	0197－52－3062
	診療科目	歯科

15 損害賠償と損害賠償責任保険

事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損

害を賠償します。ただし、事業者の故意・過失によらないときは、この限りではありません。
保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険内容：人身事故、財物事故等

16 相談窓口、苦情相談

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0197-52-4045
	Fax 番号	0197-52-4048
	相談担当者	施設福祉課長 菅原 浩江
	対応時間	8：30～17：30

○公的期間においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

奥州市衣川総合支所 市民福祉グループ 長寿社会担当	所在地	奥州市衣川古戸 53 番地 1
	電話番号	0197-52-3800
	Fax 番号	0197-52-3949
	対応時間	8：30～17：00
岩手県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	盛岡市大沢川原 3 丁目 7 番 30 号
	電話番号	019-604-4321
	Fax 番号	019-604-6701
	利用時間	8：30～17：00

17 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 衣川会
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 幸子
本部所在地・電話番号	岩手県奥州市衣川古戸 45 番地 電話 0197-52-3571

定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム羽衣荘の設置経営 第二種社会福祉事業 1 老人デイサービス事業の経営 2 老人短期入所事業の経営 3 認知症対応型共同生活介護事業の経営 その他公益事業として 1 居宅介護支援事業 2 衣川診療所給食受託事業 3 衣川生活支援ハウス管理受託事業 4 奥州市地域包括支援センター受託事業
-------------	--

施設等	通所介護事業所	1 箇所
	特別養護老人ホーム	2 箇所
	短期入所生活介護事業所	2 箇所
	認知症対応型グループホーム	1 箇所
	居宅介護支援事業所	1 箇所